伊万里市窯業用原材料価格高騰対策支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　市長は、本市の基盤産業である窯業の事業の継続及び経営の安定を図るため、陶磁器の製造に係る原材料の価格の高騰により経営に影響を受けている窯業事業者に対し、予算の範囲内において支援金を交付することとし、その支援金については、伊万里市補助金等交付規則（平成９年規則第９号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

（支援対象者）

第２条　支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、窯業事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　市内に事業所を有する個人又は市内に本店若しくは主たる事業所を有する法人であること。

⑵　前号に規定する本店又は事業所において陶磁器を製造（生地又は素焼生地の製造のみを行う者を除く。）し、又は自ら製造した陶磁器を販売していること。

⑶　支援金の交付の申請及び請求の時点において、市税の滞納がないこと。

（支援対象経費）

第３条　支援金の交付の対象となる経費（以下「支援対象経費」という。）は、支援対象者が自らの陶磁器の製造に係る陶土、生地、素焼き生地その他これらに類する陶磁器の素地となる原材料の購入に要した経費（消費税及び地方消費税に相当する額並びに送料、運搬料及び振込手数料を除く。）のうち、令和８年４月１日から令和９年２月２８日までの間に納品及び支払が完了したものとする。

２　前項の規定にかかわらず、国、地方公共団体その他の公的機関から補助金、支援金その他これらに類するものの交付を受け、又は受ける予定の経費は、支援対象経費としない。

（支援金の額）

第４条　支援金の額は、支援対象経費に１００分の２５を乗じて得た額（その額に

１，０００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、１０万円を限度とする。

（交付の申請等）

第５条　規則第３条に規定する補助金等交付申請書及び規則第１５条第１項に規定する補助金等交付請求書は、様式第１号のとおりとし、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

⑴　購入実績内訳書

⑵　領収書その他これに準ずる書類の写し

⑶　納税状況確認同意書

⑷　誓約書

⑸　振込先口座を確認できる書類

⑹　前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　前項に規定する交付申請書兼請求書の提出期限は、支援対象経費の支払をした日の属する年度の３月５日とし、当該交付申請書兼請求書の提出をもって、規則第１２条の規定による実績報告があったものとみなす。

（交付の条件）

第６条　規則第５条の規定により付する支援金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

⑴　規則及びこの要綱の規定に従うこと。

⑵　支援対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から起算して５年間保管すること。

⑶　規則第１６条各号に規定する事項が生じたときは、支援金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその内容若しくはこれに付した条件を変更することがあること。

（決定の通知等）

第７条　規則第６条に規定する補助金等交付決定通知書及び規則第１３条に規定す

る補助金等確定通知書は、様式第２号のとおりとする。

（支援金の返還）

第８条　規則第１７条に規定する補助金等返還命令書は、様式第３号のとおりとする。

（補則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附　則（令和８年告示第２１２号）

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（この要綱の失効）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に支援金の交付の決定を受けた者に対するこの要綱の規定は、この要綱の失効後もなおその効力を有する。